別表第四十の三号(第 141 条関係)

地上一般放送業務開始届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵　便　番　号
住　　所
(ふりがな)
氏　　名　(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電　話　番　号

地上一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第 133 条第 1 項の規定により届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="4">届出者</td><td colspan="4">業務を執行する役員の氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般放送の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用する周波数</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務区域</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">放送番組に関する事項</td><td>放送番組の編集の基準</td><td colspan="3">放送時間</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td colspan="3">1 日当たり
時間</td></tr>
<tr><td colspan="3">主たる放送事項</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務開始の予定期日</td><td></td><td>業務開始時の受信契約者の見込数</td><td></td></tr>
</table>

注 1　届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。

注 2　一般放送の種類の欄には、第 142 条に掲げる一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

	一般放送の種類	エリア放送―テレビジョン放送

注3　一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄には、「別紙に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から地上一般放送局(電波法施行規則第4条第1項第3号の3に規定する地上一般放送局をいう。)の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記した概要図を添付すること。

注4　業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、地上一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

注5　放送番組の編集の基準の欄には、放送番組の編集の基準があるときは、これを記載し、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注6　主たる放送事項の欄には、次のように記載すること。

(記載例)

観光情報　(観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内等)
生活情報　(道路交通情報、病院の案内、天気予報等)
イベント情報　(各種行事の案内等)
災害情報　(地震その他の災害に関する情報、被災状況等)
行政情報　(市町村議会情報、市町村広報等)

注7　他の放送事業者の放送の再放送を行う場合には、主たる放送事項の欄にその旨を記載し、同意書の写しを添付すること。

注8　業務開始時の受信契約者の見込数の欄には、有料放送を行う場合に限り受信契約者の見込数を記載すること。

注9　この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注10　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。